



茨城県報

第 1 6 9 4 号

平成17年 8 月 4 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

| | |
|---|----|
| 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課) | 1 |
| 身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (3件) (障害福祉課) | 3 |
| 身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退 (障害福祉課) | 5 |
| 更生医療を担当する医療機関の指定 (障害福祉課) | 6 |
| 大規模小売店舗の新設の届出 (2件) (中小企業課) | 6 |
| 道路の区域の変更 (6件) (道路維持課) | 8 |
| 道路の供用の開始 (11件) (道路維持課) | 11 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更 (都市整備課) | 14 |

(教 育 委 員 会)

| | |
|------------------------------|----|
| 平成18年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項..... | 14 |
|------------------------------|----|

公 告

| | |
|---|----|
| 落札者等の公示 (厚生指導課) | 16 |
| 平成17年度砂利採取業務主任者試験 (産業技術課) | 17 |
| 県営土地改良事業計画 (農村計画課) | 19 |
| 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) | 19 |
| 景観整備機構の指定 (都市計画課) | 19 |
| 開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課) | 20 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧 (総合事務所) | 21 |
| 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び処理計画の実施状況の縦覧 (総合事務所) | 21 |
| 落札者等の公示 (中央病院) | 22 |

正 誤

| | |
|--------------------------------|----|
| 平成17年 7 月28日付け茨城県報第1692号中..... | 23 |
|--------------------------------|----|

告 示

茨城県告示第941号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 番号 | 種 目 | 診療科目 | 氏 名 | 医療機関名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----|--------------------------|-------------------------|---------|--------------------------------|-------------------------|----------------|
| 1 | 視覚 | 眼科 | 飯 塚 基 史 | 高萩協同病院 | 高萩市安良川267 | 平成17年 7月21日 |
| 2 | 聴覚・平衡・音 声・言語・そし やく | 耳鼻咽喉科 | 酒 寄 秀 一 | 医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院 | 牛久市猪子町896 | 平成17年 7月21日 |
| 3 | 肢体不自由 | 整形外科 | 山 岡 弘 明 | 独立行政法人国立病 院機構 霞ヶ浦医療 センター | 土浦市下高津 2 - 7 - 14 | 平成17年 7月21日 |
| 4 | 肢体不自由 | 整形外科 | 石 橋 徹 | 医療法人社団白峰会 とき田クリニック | 下妻市長塚28 - 1 | 平成17年 7月21日 |
| 5 | 肢体不自由 | 整形外科 | 志 賀 敏 彦 | きぬ医師会病院 | 水海道市新井木町13 - 3 | 平成17年 7月21日 |
| 6 | 肢体不自由 | 整形外科 | 辻 井 績 武 | 高萩協同病院 | 高萩市安良川267 | 平成17年 7月21日 |
| 7 | 肢体不自由 | 内科 | 大 窪 勝一朗 | 医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院 | 牛久市猪子町896 | 平成17年 7月21日 |
| 8 | 肢体不自由 | 脳神経外科 | 小 池 右 | 筑波宇宙センター宇 宙飛行士養成棟 | つくば市千現 2 - 1 - 1 | 平成17年 7月21日 |
| 9 | 肢体不自由 | 神経内科 | 河 野 豊 | 医療法人社団双愛会 つくば双愛病院 | つくば市高崎1008 | 平成17年 7月21日 |
| 10 | 肢体不自由 | 整形外科 | 絹 笠 友 則 | 筑波記念病院 | つくば市要11187 - 299 | 平成17年 7月21日 |
| 11 | 肢体不自由 | 内科 | 小 林 隆 之 | 医療法人晴生会 服 部病院 | 鹿嶋市宮中1995 - 24 | 平成17年 7月21日 |
| 12 | 肢体不自由 | 内科 | 石 野 淳 | 介護老人保健施設き ねぶち | 坂東市長谷989 - 5 | 平成17年 7月21日 |
| 13 | 肢体不自由 | 内科 | 大久保 哲 夫 | 医療法人清風会 豊 和麗病院 | 坂東市沓掛411 | 平成17年 7月21日 |
| 14 | 肢体不自由 | 脳神経外科 | 藤 森 広 幸 | 茨城県立中央病院 | 西茨城郡友部町鯉淵 6528 | 平成17年 7月21日 |
| 15 | 肢体不自由 | 脳神経外科 | 大 島 幸 亮 | 石岡循環器科脳神経 外科病院 | 新治郡玉里村栗又四ヶ 1768 - 29 | 平成17年 7月21日 |
| 16 | 肢体不自由 | 整形外科, リハビリテ ーション科 | 秋 谷 典 裕 | 優心会クリニック | 猿島郡境町193 | 平成17年 7月21日 |
| 17 | 心臓 | 内科 | 千 葉 義 郎 | 水戸済生会総合病院 | 水戸市双葉台 3 - 3 - 10 | 平成17年 7月21日 |
| 18 | 心臓 | 内科 | 飯 田 啓 治 | 筑波記念病院 | つくば市要1187 - 299 | 平成17年 7月21日 |
| 19 | 心臓 | 内科 | 吉 田 郁 雄 | 筑波記念病院 | つくば市要1187 - 299 | 平成17年 7月21日 |
| 20 | 心臓 | 心臓血管外 科 | 下 山 嘉 章 | 国立病院機構茨城東 病院 | 那珂郡東海村大字照沼 825 | 平成17年 7月21日 |
| 21 | 呼吸器 | 小児科 | 新 井 順 一 | 茨城県立こども病院 | 水戸市双葉台 3 - 3 - 1 | 平成17年 7月21日 |
| 22 | 呼吸器 | 内科 | 荷 見 尚 志 | 医療法人貞心会 慶 和病院 | 那珂市鴻巣3247 - 1 | 平成17年 7月21日 |
| 23 | 呼吸器 | 呼吸器科 | 橋 本 幾 太 | 茨城県立中央病院 | 西茨城郡友部町鯉淵 6528 | 平成17年 7月21日 |

| 番号 | 種 目 | 診療科目 | 氏 名 | 医療機関名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----|-------------|----------|---------|-------------|-------------------------------|------------|
| 24 | 呼吸器 | 内科 | 平 島 康 嗣 | 平島医院 | 西茨城郡岩瀬町岩瀬198 | 平成17年7月21日 |
| 25 | じん臓 | 小児科 | 土 田 昌 宏 | 茨城県立こども病院 | 水戸市双葉台3-3-1 | 平成17年7月21日 |
| 26 | ぼうこう・直腸 | 内科, 泌尿器科 | 佐々木 明 | 佐々木クリニック | 水戸市河和田町1-1828-10 グランスクエア赤塚101 | 平成17年7月21日 |
| 27 | ぼうこう・直腸, 小腸 | 外科 | 高 橋 良 延 | 高萩協同病院 | 高萩市安良川267 | 平成17年7月21日 |
| 28 | 免疫 | 小児科 | 小 池 和 俊 | 茨城県立こども病院 | 水戸市双葉台3-3-1 | 平成17年7月21日 |
| 29 | 免疫 | 内科 | 鴨 下 昌 晴 | 総合病院 土浦協同病院 | 土浦市真鍋新町11-7 | 平成17年7月21日 |

茨城県告示第942号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更する旨の届出があった。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

更生医療機関所在地の変更

| 医療種目 | 医療機関名 | 開設者名称 | 医療機関所在地 | |
|------|----------|---------------------|--------------|----------------|
| | | | 変更前 | 変更後 |
| 整形外科 | 小松整形外科医院 | 医療法人薫光会 理事長 小松 満 | ひたちなか市市毛1152 | ひたちなか市津田3245-1 |

茨城県告示第943号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

内容変更（医療機関等勤務先）

| 種 目 | 氏 名 | 変 更 前 | | 変 更 後 | | 変 更 年月日 |
|-------|-------|---------------------|-----------------|----------------------|------------------|------------|
| | | 医療機関等勤務先名称 | 医療機関等勤務先の住所 | 医療機関等勤務先名称 | 医療機関等勤務先の住所 | |
| 視覚 | 坂田 典繁 | 筑波大学附属病院 | つくば市天久保2-1-1 | 総合病院 土浦協同病院 | 土浦市真鍋新町11-7 | 平成17年4月1日 |
| 視覚 | 横山 恭典 | 社会福祉法人恩賜財団済生会波崎済生病院 | 鹿島郡波崎町8968 | 社会福祉法人恩賜財団済生会神栖済生会病院 | 鹿島郡神栖町知手中央7-2-45 | 平成17年3月1日 |
| 肢体不自由 | 福田 欣孝 | 医療法人大橋会大橋病院 | 水戸市見川町2131-1560 | 医療法人藤慈会藤井病院 | 常陸太田市金井3670 | 平成17年4月1日 |
| 肢体不自由 | 森山 伸子 | 県立こども福祉医療センター | 水戸市吉沢町3979-3 | 県立こども病院 | 水戸市双葉台3-3-1 | 平成17年4月1日 |
| 肢体不自由 | 荒井 孝司 | 下館市民病院 | 下館市玉戸1658 | 筑西市民病院 | 筑西市玉戸1658 | 平成17年3月28日 |

| 種 目 | 氏 名 | 変 更 前 | | 変 更 後 | | 変 更 年月日 |
|-----------------------|--------|-----------------------------|----------------------|-----------------------------|--------------------------|----------------|
| | | 医療機関等 勤務先名称 | 医療機関等勤務先 の住所 | 医療機関等 勤務先名称 | 医療機関等勤務先 の住所 | |
| 肢体不自由 | 柴田 靖章 | 下館市民病院 | 下館市玉戸1658 | 筑西市民病院 | 筑西市玉戸1658 | 平成17年 3月28日 |
| 肢体不自由 | 松本 昌夫 | 医療法人竜仁会 牛尾病院 | 龍ヶ崎市馴柴町1 - 15 - 1 | 医療法人社団常 仁会 牛久愛和 総合病院 | 牛久市猪子町896 | 平成17年 6月1日 |
| 肢体不自由 | 石井 亜紀子 | つくば双愛病院 | つくば市高崎1008 | 筑波大学附属病 院 | つくば市天久保2 - 1 - 1 | 平成17年 6月1日 |
| 肢体不自由 | 大越 教夫 | 筑波大学附属病 院 | つくば市天久保2 - 1 - 1 | 国立大学法人筑 波技術短期大学 附属診療所 | つくば市春日4 - 12 - 7 | 平成17年 4月1日 |
| 肢体不自由 | 加藤 徳之 | 筑波メディカル センター病院 | つくば市天久保1 - 3 - 1 | 筑波記念病院 | つくば市要1187 - 299 | 平成17年 4月1日 |
| 肢体不自由 | 樋口 修 | 日立製作所水戸 総合病院 | ひたちなか市石川 町20 - 1 | 総合守谷第一病 院 | 守谷市松前台1 - 17 | 平成17年 4月1日 |
| 肢体不自由 | 大津寄 雄志 | 岩上記念病院 | 那珂市古徳538 - 2 | 瓜連慶友整形外 科 | 那珂市古徳2185 - 1 | 平成17年 6月13日 |
| 肢体不自由 | 阿部田 聡 | 医療法人恒貴会 協和中央病院 | 筑西市門井1676 - 1 | 阿部田医院 | 真壁郡真壁町亀熊 123 - 1 | 平成17年 8月1日 |
| 肢体不自由 | 田中 康雄 | 医療法人清風会 豊和麗病院 | 坂東市沓掛411 | 田中心療内科ク リニック | 守谷市守谷1392 - 18 | 平成17年 7月19日 |
| 肢体不自由 | 伊藤 政美 | 県立中央病院 | 西茨城郡友部町鯉 淵6528 | 株式会社日立製 作所水戸総合病 院 | ひたちなか市石川 町20 - 1 | 平成17年 4月1日 |
| 肢体不自由 | 鯨岡 裕司 | 県西総合病院 | 西茨城郡岩瀬町鎌 田604 | 県立中央病院 | 西茨城郡友部町鯉 淵6528 | 平成17年 4月1日 |
| 肢体不自由 | 鈴木 謙介 | 県西総合病院 | 西茨城郡岩瀬町鎌 田604 | 筑波大学附属病 院 | つくば市天久保2 - 1 - 1 | 平成17年 4月1日 |
| 肢体不自由 | 亀山 三郎 | 社会福祉法人恩 賜財団済生会 波崎済生病院 | 鹿島郡波崎町8968 | 社会福祉法人恩 賜財団済生会 神栖済生病院 | 鹿島郡神栖町知手 中央7 - 2 - 45 | 平成17年 3月1日 |
| 肢体不自由 | 武井 貢彦 | 社会福祉法人恩 賜財団済生会 波崎済生病院 | 鹿島郡波崎町8968 | 社会福祉法人恩 賜財団済生会 神栖済生病院 | 鹿島郡神栖町知手 中央7 - 2 - 45 | 平成17年 3月1日 |
| 肢体不自由 | 鈴木 聖一 | 茨城西南医療セ ンター病院 | 猿島郡境町2190 | 水戸赤十字病院 | 水戸市三の丸3 - 12 - 48 | 平成17年 7月1日 |
| 肢体不自由, 心臓, 呼吸 器 | 笠井 源吾 | 社会福祉法人恩 賜財団済生会 波崎済生病院 | 鹿島郡波崎町8968 | 社会福祉法人恩 賜財団済生会 神栖済生病院 | 鹿島郡神栖町知手 中央7 - 2 - 45 | 平成17年 3月1日 |
| 肢体不自由, じん臓 | 酒井 伸一郎 | 水戸中央病院 | 水戸市柳町1 - 15 - 1 | かもめ・大津港 クリニック | 北茨城市大津町北 町字深田432 - 1 | 平成17年 4月1日 |
| 心臓 | 神谷 英樹 | つくばセントラ ル病院 | 牛久市柏田町1589 - 3 | 筑波記念病院 | つくば市要1187 - 299 | 平成17年 5月23日 |
| 呼吸器 | 田邊 義博 | 下館市民病院 | 下館市玉戸1658 | 筑西市民病院 | 筑西市玉戸1658 | 平成17年 3月28日 |
| じん臓 | 菊池 博 | 筑波学園病院 | つくば市上横場町 2573 - 1 | 菊池内科クリニ ック | つくば市谷田部 5915 | 平成17年 1月3日 |
| じん臓, ぼ うこう・直 腸 | 金子 直之 | 下館市民病院 | 下館市玉戸1658 | 筑西市民病院 | 筑西市玉戸1658 | 平成17年 3月28日 |
| じん臓, ぼ うこう・直 腸 | 雨海 照祥 | 筑波大学附属病 院 | つくば市天久保2 - 1 - 1 | 県立こども病院 | 水戸市双葉台3 - 3 - 1 | 平成16年 4月1日 |

| 種 目 | 氏 名 | 変 更 前 | | 変 更 後 | | 変 更 年月日 |
|-----------------|-------|-------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|
| | | 医療機関等 勤務先名称 | 医療機関等勤務先 の住所 | 医療機関等 勤務先名称 | 医療機関等勤務先 の住所 | |
| ぼうこう・ 直腸, 小腸 | 清水 康仁 | 下館市民病院 | 下館市玉戸1658 | 筑西市民病院 | 筑西市玉戸1658 | 平成17年 3月28日 |
| ぼうこう・ 直腸, 小腸 | 古谷 政一 | 下館市民病院 | 下館市玉戸1658 | 筑西市民病院 | 筑西市玉戸1658 | 平成17年 3月28日 |
| ぼうこう・ 直腸, 小腸 | 福永 潔 | 筑波メディカル センター病院 | つくば市天久保1 - 3 - 1 | 筑波大学附属病 院 | つくば市天久保2 - 1 - 1 | 平成17年 4月1日 |

茨城県告示第944号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

更生医療を主として担当する医師の変更

| 医療機関名称, 所在地 | 担当する医療の種類 | 主として担当する医師の氏名 | |
|-------------|-----------|---------------|---------|
| | | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 総合病院 土浦協同病院 | 免疫 | 小 林 敏 貴 | 鴨 下 昌 晴 |

茨城県告示第945号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

辞 退

| 種 目 | 診療科目 | 氏 名 | 医療機関名称 | 医療機関所在地 | 辞退年月日 |
|---------|------|---------|-------------------|-----------------|----------------|
| 視覚 | 眼科 | 丹 呉 英 介 | 下館市民病院 | 下館市玉戸1658 | 平成17年 3月31日 |
| 肢体不自由 | 小児科 | 福 田 睦 夫 | 総合病院 土浦協同 病院 | 土浦市真鍋新町11 - 7 | 平成16年 11月3日 |
| 肢体不自由 | 内科 | 池 上 恭 司 | 医療法人清風会 豊 和麗病院 | 坂東市沓掛411 | 平成17年 7月19日 |
| 心臓 | 内科 | 浅 井 利 彦 | 医療法人清風会 豊 和麗病院 | 坂東市沓掛411 | 平成17年 7月19日 |
| 心臓, 呼吸器 | 内科 | 飯 泉 智 弘 | 総合病院 取手協同 病院 | 取手市本郷 2 - 1 - 1 | 平成17年 4月30日 |
| 呼吸器 | 内科 | 堀 田 浩 一 | 総合病院 取手協同 病院 | 取手市本郷 2 - 1 - 1 | 平成17年 5月31日 |
| 呼吸器 | 内科 | 荒 木 秀 彦 | 医療法人貞心会 慶 和病院 | 那珂市鴻巣3247 - 1 | 平成17年 3月31日 |
| ぼうこう・直腸 | 泌尿器科 | 酒 井 邦 彦 | 総合病院 土浦協同 病院 | 土浦市真鍋新町11 - 7 | 平成17年 4月1日 |

| 種 目 | 診療科目 | 氏 名 | 医療機関名称 | 医療機関所在地 | 辞退年月日 |
|---------|------|---------|---------------|---------------|----------------|
| ぼうこう・直腸 | 外科 | 能 美 明 夫 | 医療法人清風会 豊和麗病院 | 坂東市沓掛411 | 平成17年 7月19日 |
| 小腸 | 内科 | 山 根 道 雄 | 総合病院 土浦協同病院 | 土浦市真鍋新町11 - 7 | 平成17年 4月1日 |
| 免疫 | 内科 | 小 林 敏 貴 | 総合病院 土浦協同病院 | 土浦市真鍋新町11 - 7 | 平成17年 4月1日 |

茨城県告示第946号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により，更生医療を担当する医療機関として，次のとおり指定した。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 医療機関の名称 | 所在地 | 担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|---------------|--------------------|------------|---------------|
| アルファーム薬局 大みか店 | 日立市大みか町2 - 22 - 29 | 薬局（調剤） | 平成17年 8 月 1 日 |
| 遠藤薬局 | 水海道市諏訪町2802 | 薬局（調剤） | 平成17年 8 月 1 日 |
| 倉持薬局 取手店 | 取手市新町6 - 1 - 25 | 薬局（調剤） | 平成17年 8 月 1 日 |

茨城県告示第947号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について，同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ハヶ岳モールマネジメント

代表取締役 藤 井 弘 毅

(2) 住所

東京都千代田区一番町18番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大洗リゾートアウトレットモール

東茨城郡大洗町港中央11番2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------------|----------------|---------|
| 株式会社八ヶ岳モールマネージメント | 東京都千代田区一番町18番地 | 藤 井 弘 毅 |
| 未定 | 未定 | 未定 |

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 3 月15日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,623m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 900台
イ 駐輪場の収容台数 150台
ウ 荷さばき施設の面積 78m²
エ 廃棄物等の保管施設の容量 95m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前10時
(閉店時刻) 午後 8 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 ~ 午後 9 時
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
6 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成17年 7 月14日

茨城県告示第948号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社山新

代表取締役 山 口 一 郎

(2) 住所

水戸市千波町2292番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山新グランステージつくば

つくば市面野井字登戸44番 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|--------------|---------|
| 株式会社山新 | 水戸市千波町2292番地 | 山 口 一 郎 |

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 3 月21日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

32,692m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 1,594台

イ 駐輪場の収容台数 50台

ウ 荷さばき施設の面積 310m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量 96m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 7 時

(閉店時刻) 午後 8 時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時30分～午後 9 時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成17年 7 月20日

茨城県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 上桧沢下小川停車場線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|------|---------------------------|-------------------|-------|
| 常陸大宮市盛金字栃ヶ原3545番2 地先から 常陸大宮市盛金字桧沢口3244番地先まで | 旧 | メートル 最大 22.4 最小 4.0 | メートル 1,400 | |
| | | 新 | 最大 50.0 最小 8.0 | 1,400 |

茨城県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成17年8月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年8月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|-------|----------------------------------|---------------|-----------|
| 久慈郡大子町大字袋田2771番1地先から 久慈郡大子町大字北田気152番5地先まで | 旧 | (A) メートル 最大 47.1 最小 6.5 | メートル 3,411 | |
| | | (B) 最大 61.0 最小 14.4 | 891 | |
| | | (C) 最大 160.0 最小 14.4 | 1,008 | |
| | 新 | (A) 最大 47.1 最小 6.5 | 3,411 | バイパス区間の延伸 |
| (B+C+D) 最大 160.0 最小 14.4 | 2,612 | | | |

茨城県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成17年8月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年8月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 つくば野田線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|------|--------------------|------|------|
| 筑波郡谷和原村大字東榎戸字向山 1727番 2 地先から 筑波郡谷和原村大字西榎戸字舟戸 2103番 2 地先まで | 旧 | メートル | メートル | |
| | | 最大 13.0 最小 7.0 | 413 | |
| | 新 | 最大 49.0 最小 18.0 | 413 | 現道拡幅 |

茨城県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成17年8月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年8月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 つくば野田線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|------|--------------------|------|---------------|
| 筑波郡谷和原村大字東榎戸字細久保 1239番 3 地先から 筑波郡谷和原村大字東榎戸字向山 1727番 2 地先まで | 旧 | (A) | メートル | 290 |
| | | | メートル | |
| | (B) | 最大 4.0 最小 4.0 | 287 | |
| | | 最大 49.0 最小 30.0 | | |
| 新 | (B) | 最大 49.0 最小 30.0 | 287 | 区画整理事業による区域変更 |

茨城県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成17年8月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年8月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦坂東線
- 3 道路の区間

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|------|----------------------------|--------------------|-----|
| つくば市島名字熊ノ山1469番4地先から つくば市島名字関の台336番1地先まで | 旧 | メートル 最大 16.5 最小 11.0 | メートル 140 | |
| | | 新 | 最大 17.5 最小 11.0 | 140 |

茨城県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成17年8月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年8月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部小張線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|-------|---------------------------|-------------------|------|
| 筑波郡伊奈町大字小張字新山4012番3地先から 筑波郡伊奈町大字小張字出山4124番1地先まで | 旧 (A) | メートル 最大 10.0 最小 6.5 | メートル 220 | |
| | | 新 (A) | 最大 10.0 最小 6.5 | 220 |
| | 新 (B) | 最大 39.0 最小 18.0 | 285 | |
| 筑波郡伊奈町大字小張字出山4124番1地先から 筑波郡伊奈町大字小張字高波4056番3地先まで | 旧 | 最大 17.5 最小 10.0 | 510 | |
| | 新 | 最大 30.0 最小 13.0 | 510 | 現道拡幅 |

茨城県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年8月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年8月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 取手東線
- 2 供用開始の区間 取手市大字小文間字谷耕地3886番1地先から
取手市大字小文間字谷耕地4141番6地先まで
取手市大字小文間字谷耕地4134番1地先から
取手市大字小文間字谷耕地4222番7地先まで

3 供用開始の期日 平成17年 8 月 4 日

茨城県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字東榎戸字向山1727番2地先から
筑波郡谷和原村大字西榎戸字舟戸1663番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月 6 日

茨城県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字小張字新山4012番3地先から
筑波郡伊奈町大字小張字新田浦4106番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月22日

茨城県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手つくば線
- 2 供用開始の区間 つくば市島名字前野3911番地先から
つくば市島名字熊ノ山1470番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月12日

茨城県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 つくば市吾妻2丁目121番地先から
つくば市吾妻1丁目1番1地先まで

3 供用開始の期日 平成17年 8 月24日

茨城県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字東榎戸字東榎戸2208番地先から
筑波郡谷和原村大字東榎戸字弥藤次3082番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月 6 日

茨城県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦坂東線
- 2 供用開始の区間 つくば市島名字下長丁4572番地先から
つくば市島名字関の山336番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月12日

茨城県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦坂東線
- 2 供用開始の区間 つくば市島名字香取前2190番地先から
つくば市島名字八幡前2574番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月12日

茨城県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 谷田部小張線
- 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字小張字出山4123番 1 地先から
筑波郡伊奈町大字小張字出山4124番 1 地先まで

- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月22日

茨城県告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 東楢戸真瀬線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字東楢戸字小目作1777番地 3 地先から
筑波郡谷和原村大字田字小橋臺956番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月 6 日

茨城県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 8 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 伏木岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡境町大字若林字弥平大前1568番 1 地先から
坂東市大字長須字中ノ内2601番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月 4 日

茨城県告示第966号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、水海道市亀岡土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
- 組 合 の 名 称 水海道市亀岡土地区画整理組合
- 事業所の所在地 水海道市諏訪町3222番地 3
- 事業施工期間 自 平成15年 6 月12日
至 平成18年 3 月31日
- 施行地区 水海道市亀岡町字亀岡の一部
- 設立認可の年月日 平成15年 6 月12日
- 2 変更認可の年月日 平成17年 8 月 4 日

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第13号

平成18年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成17年 8 月 4 日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

平成18年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項

平成18年度茨城県立高等学校全日制課程及び定時制課程の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。

1 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは平成18年 3 月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは平成18年 3 月修了見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者又は平成18年 3 月該当見込みの者

2 募集の課程、学科及び定員別に定める。

3 志願校及び学科の選択

- (1) 入学志願は、1 校 1 課程 1 学科に限る。ただし、同一校の同一課程における農業、工業、商業及び水産に関する学科については、それぞれの学科内において第 1 及び第 2 の順位をつけて同時に 2 学科まで志願することができる。また、募集学級数 1 の普通科のコースを志願する場合は、同一校の普通科又は他のコースを第 2 志望とすることができ、3 部制の定時制課程における午前の部及び午後の部の志願者については、同一校の午前の部及び午後の部に第 1 及び第 2 の順位をつけて志願することができる。
- (2) 入学志願者は、入学願書の提出後、学力検査実施前の別に定める期間において、1 回に限り志願先（課程及び学科を含む。）を変更することができる。

4 志願の手続

- (1) 入学願書は、入学志願者が卒業し、若しくは修了し、又は在籍する中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を經由して志願先高等学校長に提出するものとする。
- (2) 中学校長は、入学願書のほかに、志願先高等学校ごとに入学志願者の調査書を提出期間内に志願先高等学校長に対して提出するものとする。
- (3) 入学願書等の提出については、郵送を認める。
なお、詳細は別に定める。

5 学力検査

- (1) 入学志願者は、志願先高等学校において学力検査を受けなければならない。
- (2) 学力検査は、平成18年 3 月 7 日（火）に行う。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とし、1 教科当たりの試験時間は50分間とする。ただし、定時制課程においては、学力検査を国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とすることができる。

なお、その出題内容は、現行の中学校学習指導要領(平成10年文部省告示第176号及び平成15年文部科学省告示第173号)に基づくものとし、1 教科当たりの配点は100点満点とする。

- (4) 理数科においては、傾斜配点を行う。数学及び理科の配点を 2 倍し、それぞれ200点満点とし、国語、社会及び外国語（英語）の配点と合わせて、700点満点とする。
- (5) 定時制課程の成人特列入学者選抜並びに帰国子女及び外国人生徒の特列入学者選抜については、別に定める。

6 推薦入学

- (1) 全日制課程において全校・全学科で実施する。定時制課程においては、実施することができる。
- (2) 推薦入学面接等は、平成18年 2 月10日（金）に行う。

(3) 普通科 (コースを除く。)における推薦入学者数は、募集定員の30パーセントを上限とする。

また、普通科のコース、専門学科及び総合学科における推薦入学者数は、募集定員の50パーセントを上限とする。ただし、衛生看護科、福祉科、美術科及び音楽科においては、募集定員の70パーセントを上限とする。

7 入学者の選抜

(1) 各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、募集定員の許す限り入学を許可するものとする。

(2) 入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書と学力検査の成績等によって行う。ただし、推薦入学においては、学力検査を行わない。

(3) 普通科の体育コース、音楽科及び美術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を行う。

(4) 定時制課程の志願者については、志願先高等学校長が必要と認める場合は、別に定めるところにより面接を行うことができる。

(5) 学力検査を国語、数学及び外国語 (英語) (「聞き取りテスト」を含む。)とする定時制課程においては、面接を実施し、さらに、志願先高等学校長が必要と認める場合は、作文を実施することができる。

(6) 推薦入学の志願者については、面接を実施し、志願先高等学校長が必要と認める場合は、別に定めるところにより小論文 (又は作文)、口頭試問、実技検査等を実施することができる。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成18年 3 月14日 (火) に行う。

9 第 2 次募集及び追加入学

合格者が募集定員に満たない学科 (コースを含む。)について、第 2 次募集を実施する。学力検査は、国語、数学及び外国語 (英語) (「聞き取りテスト」を含まない。)の 3 教科とし、1 教科当たりの試験時間は50分間とする。なお、追加入学を含め、詳細は別に定める。

10 連携型中高一貫教育校の入学者選抜

茨城県立小瀬高等学校の入学者選抜については、別に定める。

11 通信制課程及び専攻科の入学者選抜

次に掲げる通信制課程及び専攻科の入学者選抜については、別に定める。

ア 茨城県立水戸南高等学校通信制課程

イ 茨城県立海洋高等学校専攻科

ウ 茨城県立岩瀬高等学校専攻科

12 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については、別に定める。

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在

地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は
 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合
 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行っ
 た日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事項

茨城県立医療大学情報システム構築及び運用管理業務 保健福祉部厚生指導課 水戸市笠原町978番 6 平成
 17年 6 月27日 茨城ソフトウェア開発株式会社 那珂郡東海村村松2713 - 7 39,889,500円 一般競争入札
 平成17年 5 月16日

茨城県立医療大学情報システム用パソコン等機器借入 保健福祉部厚生指導課 水戸市笠原町978番 6 平成
 17年 6 月27日 日立キャピタル株式会社茨城支店 水戸市泉町 1 丁目 2 番 1 号 1,096,200円 一般競争入札
 平成17年 5 月16日

茨城県立医療大学情報システム用ネットワークシステム機器借入 保健福祉部厚生指導課 水戸市笠原町978番
 6 平成17年 6 月27日 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 1 号 1,016,925円
 一般競争入札 平成17年 5 月16日

平成17年度砂利採取業務主任者試験

砂利採取法（昭和43年法律第73号）第15条の規定に基づく知事が行う砂利採取業務主任者試験については、砂利採
 取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第 8 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 試験日及び試験時間

平成17年11月11日（金） 午前10時から正午まで

2 試験場所

水戸市笠原町978 - 6 茨城県庁11階1103会議室

（都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。）

3 試験科目

- (1) 法令 砂利の採取に関する関係法令
- (2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項（基本的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 提出書類

受験願書

所定の様式（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第 9 ）を使用するこ
 と。

写真

写真（縦3.5cm，横2.5cm）は、受験願書提出前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月
 日、氏名及び年齢を記載して 1 枚提出すること。

また、後日郵送する受験票に、願書提出時と同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

(2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円を納付すること。

5 受験願書受付期間及び受付時間

(1) 受付期間 平成17年 9 月26日 (月) から10月14日 (金) まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着するように発送すること。

6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、茨城県商工労働部産業技術課のホームページからダウンロードするか、受験願書提出先又は茨城県商工労働部産業技術課に請求すること。

ただし、郵送を希望する場合は、80円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

7 受験願書の提出先

最寄りの地方総合事務所（日立商工労働センターを含む。）

なお、地方総合事務所の所在地等は次のとおり。

(1) 〒310 - 0802 水戸市柵町 1 - 3 - 1

茨城県県北地方総合事務所 商工労政課 電話 029 - 225 - 2491

(2) 〒317 - 0073 日立市幸町 1 - 21 - 2 (日立商工会議所会館内)

茨城県県北地方総合事務所 日立商工労働センター 電話 0294 - 21 - 6711

(3) 〒311 - 1593 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367 - 3

茨城県鹿行地方総合事務所 商工労政課 電話 0291 - 33 - 4111

(4) 〒300 - 0051 土浦市真鍋 5 - 17 - 26

茨城県県南地方総合事務所 商工労政課 電話 029 - 822 - 8511

(5) 〒308 - 8510 筑西市二木成615

茨城県県西地方総合事務所 商工労政課 電話 0296 - 24 - 2211

8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

なお、試験当日は、当該受験票に受験手続きの際提出した写真と同じものを貼付し、必ず持参すること。

9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、11月24日 (木) 午前 8 時30分に合格者の受験番号を願書提出先である各地方総合事務所商工労政課（日立商工労働センターを含む。）及び商工労働部産業技術課に掲示する。

合格発表日以降については、茨城県商工労働部産業技術課のホームページにて合格者の受験番号を掲載し、産業技術課においてのみ合否についての照会を受け付ける。

なお、合格証は産業技術課から合格者の住所地に郵送する。

11 試験結果の開示について

受験者本人が合格発表後 1 ヶ月以内に受験票持参のうえ、産業技術課においてのみ法令・技術・合格点の各々の点数を口頭により開示する。

受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時の間とする。

12 問い合わせ先

茨城県商工労働部産業技術課 地場産業・鉱政担当

〒310 - 8555 水戸市笠原町978 - 6

電話029 (301) 3584

~~~~~

県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営遠東地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営遠東地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年 8 月 5 日から平成17年 9 月 1 日まで

3 縦覧の場所

土浦土地改良事務所

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画道路の変更に伴い、岩瀬町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・5・40号 東区元岩瀬線，3・5・43号 犬田北線）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

景観整備機構の指定

景観整備機構について、次のとおり指定した。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指 定 番 号 2

2 機 構 の 名 称 社団法人 茨城県建築士会

3 機 構 の 住 所 茨城県水戸市大町3丁目1番22号

4 事 務 所 の 所 在 地 同上

5 指 定 年 月 日 平成17年 7 月 28 日

6 機 構 の 業 務 景観法第93条第1号及び第7号に規定する業務

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市福田字原屋敷1673番 3

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂市福田1787番地 3

日向寺 よ ね

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市大字東大橋字八軒3011番12, 3012番 2, 同番 3, 同番10, 3013番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市要元中根124番地14

株式会社 城東ユニオン

代表取締役 柴 田 功

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字福岡字建出山2318番 5, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番 24, 同番25, 同番26, 同番27, 同番28

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区明石町 1 番23号

株式会社 丸山海苔店

代表取締役 丸 山 邦 治

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市玉戸字南新田1644番15

## 2 事業主の住所及び氏名

筑西市幸町 1 丁目14番17号

市 村 等

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市横塚字町東1221番地, 1223番 2, 同番 6

## 2 事業主の住所及び氏名

筑西市蓮沼1222

キムーカー・エンタープライゼス・カンパニー

日本代表 谷 島 克 彦

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の提出があったので、法第 9 条第 1 項の規定等に基づき、以下のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県県北地方総合事務所長 田 谷 英 夫  
 茨城県鹿行地方総合事務所長 小 川 俊 明  
 茨城県県南地方総合事務所長 諏 訪 原 守  
 茨城県県西地方総合事務所長 堤 義 雄

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

2 縦覧期間

平成17年 8 月 4 日から平成18年 6 月30日まで(茨城県の休日を含める条例（平成元年条例第7号）第 1 条 1 項に規定する県の休日を除く。)

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 縦覧場所及びその所在地

| 縦 覧 場 所            | 縦覧場所の所在地          |
|--------------------|-------------------|
| 茨城県県北地方総合事務所 環境保全課 | 水戸市柵町一丁目3番1号      |
| 茨城県鹿行地方総合事務所 環境保全課 | 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367番3号 |
| 茨城県県南地方総合事務所 環境保全課 | 土浦市真鍋五丁目17番26号    |
| 茨城県県西地方総合事務所 環境保全課 | 筑西市二木成615番        |

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び処理計画の実施状況の縦覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第 7 項又は第12条の 2 第 8 項の規定に基づき、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）から、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）が提出され、及び同法第12条第 8 項又は第12条の 2 第 9 項の規定に基づき、多量排出事業者から処理計画の実施の状況について報告があったので、同法第12条第 9 項又は第12条の 2 第10項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 4 日

茨城県県北地方総合事務所長 田 谷 英 夫  
 茨城県鹿行地方総合事務所長 小 川 俊 明  
 茨城県県南地方総合事務所長 諏 訪 原 守  
 茨城県県西地方総合事務所長 堤 義 雄

1 縦覧に供する書類

- (1) 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者による産業廃棄物処理計画書及びその添付書類
- (2) 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者による特別管理産業廃棄物処理計画書及びその添付書類

- (3) 産業廃棄物処理計画書を提出した事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書及びその添付書類  
 (4) 特別産業廃棄物処理計画書を提出した事業者の特別産業廃棄物処理計画実施状況報告書及びその添付書類

## 2 縦覧期間

平成17年 8 月 4 日から 1 年間 (茨城県の休日を定める条例 (平成元年条例第 7 号) 第 1 条 1 項に規定する県の休日を除く。)

## 3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

## 4 縦覧場所及びその所在地

| 縦 覧 場 所           | 縦覧場所の所在地           |
|-------------------|--------------------|
| 茨城県県北地方総合事務所環境保全課 | 水戸市柵町 1 - 3 - 1    |
| 茨城県鹿行地方総合事務所環境保全課 | 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367 - 3 |
| 茨城県県南地方総合事務所環境保全課 | 土浦市真鍋 5 - 17 - 26  |
| 茨城県県西地方総合事務所環境保全課 | 筑西市二木成615          |

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成17年 8 月 4 日

茨城県立中央病院長 大 倉 久 直

- 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
P E T / C T システム一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県立中央病院  
茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528
- 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成17年 7 月11日
- 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 東日本メディカル  
茨城県つくば市二の宮 2 - 12 - 14
- 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
264,500,000円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 入札公告日又は告示日  
平成17年 5 月30日
- 落札方式  
最低価格

---

正 誤

---

平成17年7月28日付け茨城県報第1692号中次のとおり誤りがあったので、訂正する。

| ページ | 行           | 誤             | 正             |
|-----|-------------|---------------|---------------|
| 47  | 下から<br>14行目 | 平成 7 年 2 月21日 | 平成 7 年 2 月20日 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)